

白山市制限付き一般競争入札実施要綱

平成23年6月27日

告示第153号

白山市制限付き一般競争入札実施要綱（平成17年白山市告示第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、白山市が発注する建設工事に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、発注予定金額が500万円以上の工事とする。ただし、災害等により緊急に工事を発注する必要がある場合その他市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（入札参加資格）

第3条 市長は、対象工事の内容に応じて、次の各号のうち必要と認める事項を入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めるものとする。

- (1) 建設業許可における主たる営業所の所在地
- (2) 対象工事種別に係る経営事項審査総合数値
- (3) 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
- (4) 技術者の状況
- (5) 施工実績に係る事項
- (6) 施工計画に係る事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 令第167条の4の規定に該当する者及び入札の公告日から入札の日までの間に白山市の指名停止措置を受けている者は、入札に参加することができない。

（入札参加資格の審議）

第4条 市長は、白山市工事請負等業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に次に掲げる事項の審議を行わせるものとする。

(1) 入札参加資格

(2) 入札参加資格確認申請者の入札参加資格の有無及びその資格がないと認められた者からの請求に対する対応

(3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注することの適否及び発注するときの構成員数

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
(入札後審査型制限付き一般競争入札の手続)

第5条 入札後審査型制限付き一般競争入札（入札参加資格の有無の確認を入札後に行う制限付き一般競争入札をいう。）に参加しようとする者は、市長が定める期日までに入札参加申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の入札参加申請書を受理したときは、当該申請書の提出期限後速やかに、入札参加申請受理通知書により同項の入札参加申請者に通知するものとする。

3 入札参加資格の有無の確認は、入札後に落札候補者となった者のみについて行い、当該落札候補者は、市長が定める期日までに入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 落札候補者が前項の市長が定める期日までに確認申請書を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札は、無効とする。

5 入札参加資格の有無の確認は、確認申請書の提出期限の日をもって行う。

6 市長は、落札候補者が入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者に落札決定した旨を通知するものとする。

7 市長は、落札候補者が入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を繰り上げて落札候補者とし、その入札参加資格の有無を確認するものとする。

8 前項の規定は、落札者が決定するまで順次適用する。

(入札前審査型制限付き一般競争入札の手続)

第6条 入札前審査型制限付き一般競争入札（入札参加資格の有無の確認を入

札前に行う制限付き一般競争入札をいう。)に参加しようとする者は、市長が定める期日までに確認申請書に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の確認申請書の提出があったときは、選考委員会の意見を聴いて、入札参加資格の有無を決定するものとする。

3 入札参加資格の有無の決定は、確認申請書の提出期限の日をもって行う。

4 市長は、入札参加資格の有無を決定したときは、入札参加資格確認結果通知書により第1項の入札参加資格確認申請者に通知するものとする。

(無資格者に対する理由の説明)

第7条 前2条の規定により、入札参加資格がないとの決定を受けた者は、市長に対し、当該決定の通知を受けた日から7日以内に書面により当該理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第8条 市長は、対象工事を共同企業体に対して発注することの適否及び共同企業体に発注するときの構成員数については、選考委員会の意見を聴いて決定するものとする。

2 共同企業体の結成は、入札参加者が自主的に結成する自主結成方式によるものとする。

3 入札参加資格については、構成員又は共同企業体それぞれについて定めるものとする。

4 入札参加申請書及び確認申請書は、結成された共同企業体が提出するものとする。

5 一の共同企業体の構成員は、対象工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(公告)

第9条 市長は、令第167条の6及び白山市財務規則(平成17年白山市規則第44号)第114条第1項の規定により、入札参加資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、市の掲示場に掲示することにより行う。

(設計図書の閲覧及び質問)

第10条 市長は、前条の入札の公告日の翌日から当該工事の単価抜計算書及び関係資料（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。

2 設計図書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、書面によらなければならない。

3 前項の質問に対する回答は、書面により質問者に通知し、その写しを閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札の執行については、白山市競争入札心得の定めるところによる。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

この告示は、令和4年10月1日から施行する。